

今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について

【お問い合わせ先】

総合政策局 公共事業企画調整課 近藤、大場

TEL 03-5253-8111（代表）（内 24513、24534）

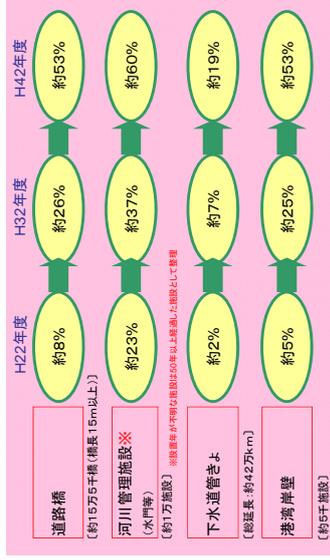
TEL 03-5253-8912（直通） Fax 03-5253-1551

大臣官房 公共事業調査室 笠井

TEL 03-5253-8111（代表）（内 24295）

TEL 03-5253-8258（直通） Fax 03-5253-1560

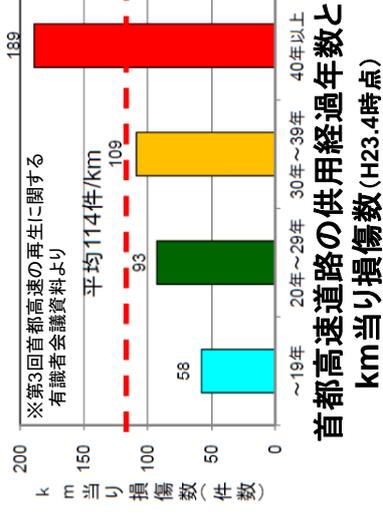
今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について



建設後50年以上経過する社会資本の割合



社会資本の老朽化による被害の例



◆ 東日本大震災を受けた災害に強い国土づくりの必要性

「津波防災まちづくりの考え方」(平成23年7月社整審・交政審計画部会)
首都直下地震等の大規模地震や、風水害などにおいても、大規模な被害の発生を防止するため、強靱な国土基盤の構築が重要。
そのため、個々の構造物について、その機能を十分に発揮し続けることができるよう適切に維持管理・更新を行うことが重要。(記載内容を一部集約)

◆ 提言型政策仕分け(平成23年11月):中長期的な公共事業の在り方

国会における議論:例)参議院決算委員会決議 社会資本の長寿命化・老朽化対策等の促進について(平成23年12月)

◆ 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視(平成24年2月)

■ 社会資本整備重点計画(案)(平成24年7月)

重点目標4「社会資本の適確な維持管理・更新を行う」

■ 日本再生戦略(平成24年7月)

社会資本の適確な維持管理・更新等が不可欠であり、長寿命化計画の策定推進等による戦略的な取組を推進する。

※それぞれ「フォローアップ」を実施

◆ 持続可能で活力ある国土・地域づくり(平成23年11月～)

実現すべき価値	新たな政策展開の方向性
I 持続可能な社会の実現	1 低炭素・循環型システムの構築
II 安全と安心の確保	2 地域の集約化
III 経済活性化	3 災害に強い住宅・地域づくり
IV 国際競争力と国際プレゼンスの強化	4 社会資本の適確な維持管理・更新
	5 個人資産の活用等による需要拡大
	6 公的部門への民間の資金・知見の取込み
	7 我が国が強みを有する分野の海外展開、国際貢献
	8 国際競争の基盤整備の促進

■ 社整審・交政審への諮問(平成24年7月25日)

・社会資本の実態を踏まえた将来の維持管理・更新費の推計
・施設の長寿命化等によるトータルコストの縮減 など

今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について諮問
「**社会資本メンテナンス戦略小委員会(仮称)**」
を**社整審・交政審合同技術部会**に設置予定

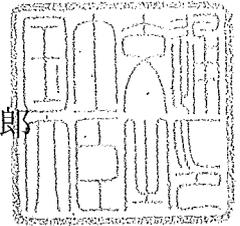
国官技第 115 号
平成 24 年 7 月 25 日

社会資本整備審議会会長

福岡 捷二 殿

国土交通大臣

羽田 雄一郎



諮 問

下記について、ご意見賜りたい。

記

今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について

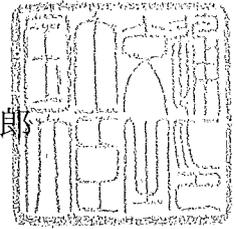
国総技第 14 号
平成 24 年 7 月 25 日

交通政策審議会会長

佐和 隆光 殿

国土交通大臣

羽田 雄一郎



諮 問

下記について、ご意見賜りたい。

記

今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について

今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について

(諮問)

趣旨：

我が国では、昭和三十年代後半からの高度経済成長期に集中的に整備された社会資本が今後急速に老朽化することが見込まれ、厳しい財政制約の中、今後も不足する社会基盤の整備を着実に進めるとともに、既存の社会基盤を効率的に活用し適切かつ確実に維持管理・更新を進めることにより、国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐことが喫緊の課題となっている。

また、公共投資の全体像について一層の説明責任を果たすべきことや、既存ストックの維持管理・更新について民間資金の一層の活用を図るとともに、重点化や長寿命化を図りつつ、見通しを立てた計画的な更新を行うべきこと等が指摘されている。

こうしたことを背景に、社会資本の維持管理・更新を進めるためには、国直轄分はもとより、社会資本の大部分を占める地方公共団体管理分も含めた社会資本について、実態を把握した上で維持管理・更新費用の将来推計を実施することが必要である。また、社会資本の長寿命化等による維持管理・更新のあり方及び技術開発の方向性を検討しトータルコストの縮減を目指すことが重要である。さらに、少子高齢化、人口減少をはじめとする社会構造の変化に対応した社会資本の維持管理・更新のあり方を検討することが必要である。

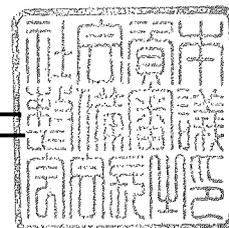
以上のことから、今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について諮問するものである。



国社整審第48号
平成24年7月27日

技術部会
会長 家田 仁 殿

社会資本整備審議会
会長 福岡 捷二



今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について

平成24年7月25日付国官技第115号により当審議会の意見を求められた「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」は、社会資本整備審議会運営規則第9条第2項の規定により、当審議会技術部会に付託します。



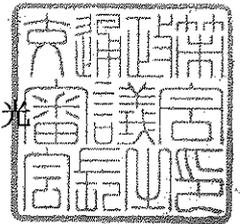
国交政審（技）第4号の1
平成24年7月27日

交通政策審議会技術分科会

会 長 家 田 仁 殿

交通政策審議会

会 長 佐 和 隆 光



交通政策審議会技術分科会への付託について

国土交通大臣から本審議会に対し、国総技第14号諮問「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」がありましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規程に基づき技術分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。



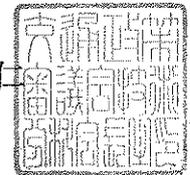
国交政審（技）第4号の2
平成24年7月27日

交通政策審議会技術分科会

技術部会長 家田 仁 殿

交通政策審議会技術分科会

会 長 家 田 仁



交通政策審議会技術分科会技術部会への付託について

国土交通大臣から本審議会技術分科会に対し、国総技第14号諮問「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」がありましたので、交通政策審議会技術分科会運営規則第8条第2項の規程に基づき技術分科会技術部会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。

平成24年7月31日

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 「社会資本メンテナンス戦略小委員会（仮称）」の設置について（案）

社会資本整備審議会
交通政策審議会技術分科会 技術部会

1. 設置主旨

我が国では、昭和三十年代後半からの高度経済成長期に集中的に整備された社会資本が、今後急速に老朽化することが見込まれている。このような中、地方公共団体管理分も含めた社会資本について、老朽化等の実態をより反映した維持管理・更新費用の将来推計をどのように実施すべきか、トータルコストのさらなる縮減に向け、社会資本の長寿命化・老朽化対策、その技術開発の方向性はどうか、少子高齢化、人口減少をはじめとする社会構造の変化に対応した今後の社会資本の維持管理・更新はどうかなど、今後の維持管理・更新のあり方について技術的な観点から検討する必要がある。

このため、社会資本整備審議会及び交通政策審議会技術分科会の技術部会の下に、社会資本メンテナンス戦略小委員会（仮称）（以下「小委員会」という。）を設置する。

2. 主な審議事項

小委員会においては、次の事項を中心に審議を行うものとする。

- ・ 地方公共団体管理分も含めた様々な分野の社会資本に関する実態の把握
- ・ 社会資本の維持管理・更新費用の将来推計
- ・ これまでの維持管理・更新に関する技術的進歩の総合レビュー
- ・ 社会資本の維持管理・更新に関する技術開発の方向性
- ・ 今後の社会資本の維持管理・更新のあり方

3. 審議のスケジュール

年度内を目途に中間的な取りまとめを行う。

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 運営規則（案）

社会資本整備審議会運営規則第10条及び技術分科会運営規則第10条の規定に基づき、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会（以下「技術部会」という。）運営規則を次のとおり定める。

社会資本整備審議会技術部会長
交通政策審議会技術分科会長

（小委員会の設置）

第1条 技術部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

（小委員会の委員）

第2条 小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、技術部会に属する委員等のうちから、技術部会長が指名する。

（委員長）

第3条 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、技術部会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから技術部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかに調査結果を技術部会長に報告するものとする。

（議長）

第4条 委員長は、議長として小委員会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、小委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第6条 小委員会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることが出来る。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、小委員会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成24年7月31日から施行する。

○社会資本整備審議会運営規則（平成13年2月27日社会資本整備審議会決定）

（趣旨）

第1条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、社会資本整備審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議회를招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

（書面による議事）

第3条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

（議長）

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

（議事の公開）

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、

議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

3 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第9条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

2 会長（分科会に置かれる部会にあつては分科会長。次項において同じ。）は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会（分科会に置かれる部会にあつては分科会。）の議決とすることができる。

4 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附則

この規則は、平成13年2月27日から施行する。

○交通政策審議会運営規則（平成13年3月13日交通政策審議会決定）

（趣旨）

第1条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、交通政策審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

（書面による議事）

第3条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

（議長）

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年3月13日から施行する。

交通政策審議会技術分科会運営規則

(趣旨)

第1条 技術分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、交通政策審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 分科会は分科会長（以下「会長」という。）が招集する。

2 会長は、分科会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

(書面による議事)

第3条 会長は、やむを得ない事由により分科会を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって分科会の議決に代えることができる。

(議長)

第4条 会長は、議長として分科会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、分科会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 分科会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当

事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる

(部会)

第8条 分科会は、部会を置くことができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、分科会の議決とすることができる。

4 部会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「分科会」とあるのは「部会」、「分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 分科会の庶務は、国土交通省総合政策局技術政策課において総括し、及び処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、会長が定める。